

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年11月4日

若桜町監査委員 谷口 秀昭

若桜町監査委員 山本 安雄

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和2年10月27日(火)及び10月28日(水)
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 農林建設課の所管事務のうち、次の事務について職員から口述等を求めて実施した。
 - (1) 工事等契約の実施状況等について
 - (2) 町営住宅使用料、簡易水道使用料、公共下水道使用料、農業集落排水使用料の徴収状況及び滞納整理状況等について
 - (3) 地域おこし協力隊(農業部門)の現状、支援、委託料等について
 - (4) その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - 所管する工事や事業の進捗状況は適当か。
 - 所管する工事や事業等が随意契約による場合、その理由は適正か。
 - 契約の履行が確実に行われているか。契約書等関係書類及び各種帳簿は確実に整備されているか。また、それらの内容は適正か。
 - 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。また、検査、検収は確実に行われているか。
 - 農林建設課が所管する町営住宅使用料等の各種使用料について、督促通知などの通知は、適正に行われているか。また、滞納整理について努力が払われているか。

○ 地域おこし協力隊（農業部門）事業の進捗状況は適当か。

5 監査の結果

(1) 3 (1) について、特に指摘事項なし。

(2) 3 (2) について、未収となった場合、その翌月に督促状を送付しているのみである旨を聞き取った。未収金発生後は、早期に電話や戸別訪問による催告、相談等について対応することが不可欠である。新たな滞納者を出さない強い姿勢で対応に臨まれない。

また、長期的な滞納者についても回収努力が行われているとは言い難く、長期間放置されているものもあると推測できた。滞納者との交渉及びその記録の整備をはじめ、個別事由を調査・判断のうえ法令等の定めるところにより厳格に対処されたい。なお、不納欠損処分にあたっては、努力の結果として回収が困難になったもののみが処理されることが原則であり、債権回収努力が十分でない安易な不能欠損はあってはならない。徴収すべき収入の確保と債権の適正な管理は、財政上のみならず住民間の公平性の立場からも必要不可欠である。

さらに、債権管理に関する事務処理マニュアルの整備、職員研修の実施など、収納率の向上と内部統制システムの構築に向けた取り組みを積極的に行われ、徴収すべき収入の確保に努力されたい。

(3) 3 (3) について、地域おこし協力隊の制度開始から12年を経過した現在、若桜町において1名の隊員（農業部門）が委嘱されている。最終的な目的は「地域が元気になること」と捉え、人口減少等による定住や人手不足を補うための隊員募集にならないよう町の戦略として協力隊の位置づけを再確認するなど、制度を継続して活用するため様々な課題を全庁で共通認識しながら、各課連携して協議されるよう望むものである。

また、総務省が自治体に対し、「隊員が活動を終了した後も定住、定着できるよう隊員に対する生活支援・就職支援を同時に進めることが望ましい」とされているとおり、隊員及びその家族が定住につながる支援を継続して行われたい。

(4) 3 (4) について、特に指摘事項なし。

以上